

答 申 書

「本市における小中学校教育のあり方に関する事項」

令和５年７月２４日

白石市学校教育・保育審議会

白石市学校教育の今後の在り方 答申本文

白石市の今後の10年を見据えた審議を重ねた結果、本市の児童生徒数の現状と予測、小中学校の施設の老朽化、不登校児童生徒への対応など複数の視点から、また市内小中学校の教育の魅力を高めるという展望を見据えて、従来型の学校統廃合ではなく、現在の小学校10校、中学校5校を、規模の異なる次の3校に再編し、教育の充実を図ることを答申する。

小中一貫義務教育学校1校（新設） 小中一貫小規模校1校 小中一貫不登校特例校1校

小中一貫義務教育学校1校を提案する理由は、第一に、標準規模（以下「中規模」という）の学校を確保し、保護者や児童に小規模校と中規模校の選択肢を将来的に保障するためである。参考資料に記載するように、本市の子どもの人口動態予測によれば、小学校中学校共に1校にしなければ、将来的には中規模校を確保できなくなってしまう。なお、学校規模の違いによるメリットとデメリットについては、参考資料の第2章ならびに表3を参照されたい。

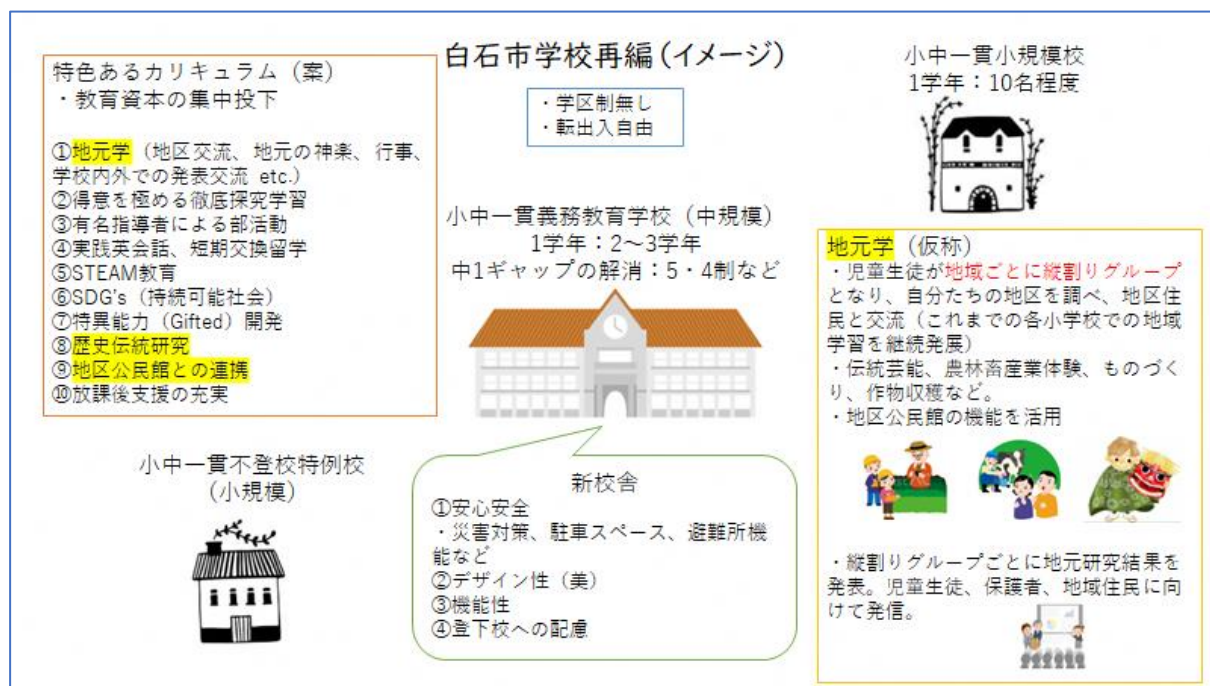
小中一貫義務教育学校とする第二の理由は、義務教育9年間を連続した教育課程と捉え、児童生徒・学校・地域の実情等を踏まえた具体的な取組内容の質を高める可能性を開くためである。小中一貫義務教育学校を新設することで、小学校と中学校が別々の組織として設置されることに起因する諸課題を解消する可能性が広がり、教育主体・教育活動・学校マネジメントの一貫性を確保した取組が容易になる。

加えて、学校再編を円滑にし、効果的にするために、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）等をすみやかに導入することを答申する。新たな小中一貫義務教育学校は、保護者と地域住民等、多様なステークホルダー（利害関係者）の話し合いによって構想・設置・運営されるのが望ましい。このコミュニティ・スクールは、再編に向けて、市内の各地区の地域色を生かし、再編後の義務教育学校に地域的多様性を生み出すことを主な目的としている。

なお、再編後の小中一貫義務教育学校の新校舎やカリキュラム、ならびに再編までの移行期について、次の付帯事項を提案する。

答申付帯事項

- (イ) 小中一貫義務教育学校については、安心安全を基本とする新校舎を建設すること。
- (ロ) 特色あるカリキュラムを開発・実現すること。
- (ハ) 再編までの移行期を、本市の学校教育の「魅力化推進時期」と位置づけ、再編を見越した取組を開発・実施すること。



【魅力化推進時期の取組案】

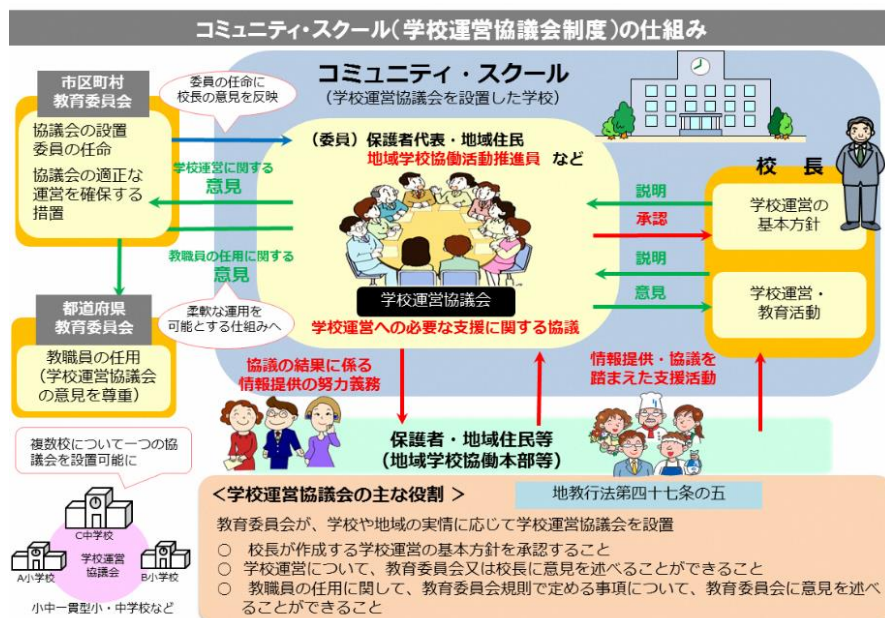
- ① 再編後の学校の魅力化を考える子ども会議の実施（p4c）。
- ② 「地元学（仮称）」の先行実施（特に小学校区相互の交流会）。
- ③ 幼保小中の保護者代表による全市的交流（再編に向けた保護者 p4c）の定期的実施。
- ④ 児童クラブや児童館、あるいはそれと同等の放課後支援の実施。
（※ 現在放課後支援のニーズの高い地域がある。設置基準や利用者基準の見直し、あるいは退職教員の公的利用、地区での自律的運営の支援、NPO 等の活用などの検討が必要。）
- ⑤ コミュニティ・スクールの導入。

【コミュニティ・スクールの導入に伴う検討事項】

コミュニティ・スクールは、以下のように整理できる。

これまでの学校	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）
所属する教職員が参画し、学校運営を総合的・客観的に検討し、教育計画の策定や運営及び児童生徒の健全育成に取り組む。	保護者及び地域住民等の学校運営の参画や支援・協力を促進することにより、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組む（白石市学校運営協議会規則第2条より）。 ＜3つの役割＞ ①校長が作成する学校運営の基本方針を承認/②学校運営に関する意見を述べるができる/③教職員の任用に関して意見を述べるができる。

なお、学校運営協議会委員は、地方公務員法で特別職にあたる公務員としての身分を有し、児童生徒や、職員の個人的な情報を知り得る可能性があり、守秘義務が求められる。報酬や、交通費なども支払われる。これらの点で、学校運営協議会委員は PTA や学校評議員よりも責任が重いことに留意する。

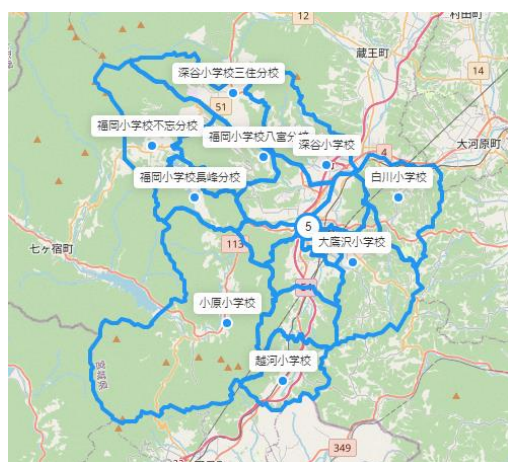


https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/

コミュニティ・スクールの新設と運営では、学校現場の負担となるケースも見られる。そこで、以下のような工夫が必要である。

- ① 学校運営協議会を市教育委員会に置く。
- ② 生涯学習課の「地域学校協働本部」と連携。推進委員をメンバーに加える。

再編を見据えた案として、コミュニティ・スクール内に A 地区部会、B 地区部会、C 地区部会等を設置するのもよい。再編までの移行期に各部会が所掌する地域色を生かし、相互に情報を共有する。例：地区の伝統芸能交流祭の実施など。



<移行期>

各地区の地域色の共有



<再編後>

各地区の地域性がシンフォニーを奏でる小中
一貫義務教育学校

答申参考資料

本答申に至るまでに、白石市学校教育・保育審議会の小中学校部会は、令和 4～5 年度に 14 回の部会を開催した。本部会の議論の過程で重要になった調査資料等を、ここに掲載する。

また、将来の担い手である本市の若者の意見を聞くため、「白石市の学校の魅力化を考える子ども・若者会議」を 1 回、現在の保護者の意見を聞くため、「白石市の学校の未来を考える保護者会議」を 2 回開催した。これらの会議の概要とポイントについても、本参考資料に掲載する。

1. 白石市の学校教育を取り巻く現状と将来予測

1. 1. 加速する少子化

平成 31 年度から令和 10 年度までの市内小学校全児童数を調査・可視化したところ、図 1 のとおり、少子化が急速に進行していることが明確になった。

図 1 のように、市街地郊外を問わず市の全域で、少子化が進行している。中心部の比較的規模の大きい A・B 小学校も、令和 9 年度の小 1 は 1 学級しか編成できない児童数になる。令和 7 年度の小 1 では、10 名に満たない学校が、全 9 校のうち 6 校にのぼる。（不登校特例校を除く。）

令和 10 年度までの市の人口動態をもとに、令和 16 年度までの小学校在籍児童総数を予測したところ、図 2 のように、令和 16 年度には、全児童数 600 名、一学年当たり 100 名、3 クラスと予測される。この予測は、あくまで統計上の値であるが、回帰直線の決定係数 0.99 からすると 99% の確率になる。令和 16 年度には、市の全ての小学生を合わせても、1 学年 100 名、3 クラスほどしか編成できない。

なお、学校教育法施行規則第 41 条には、「小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする」¹とある。これによれば、各学年にして 2～3 学級が「標準」規模となる。また文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（平成 27 年）²では、「学校規模の標準を下回る場合の対応の目安」として、以下のように整理されている。

小学校の場合	1～5 学級	複式学級が存在する規模
	6 学級	クラス替えができない規模
	7～8 学級	全学年ではクラス替えができない規模
	9～11 学級	半分以上の学年でクラス替えができない規模
中学校の場合	1～2 学級	複式学級が存在する規模
	3 学級	クラス替えができない規模
	4～5 学級	全学年ではクラス替えができる学年が少ない規模
	6～8 学級	全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる規模
	9～11 学級	全学年でクラス替えができ、同学年で複数教員配置や、免許外指導の解消が可能な規模

¹ <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322M40000080011>

²

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2015/07/24/1354768_1.pdf

小学校の「標準」学級数を「中規模」と定義するならば、白石市は、全市の児童を 1 校に集約しても、10 年後には「中規模」の小学校しか維持できないと強く推測される。中学校も 10 年後は、1 学年 3 学級、合計 9 学級程度であり、「標準」をやや下回る規模しか維持できない。

なお学校規模にはそれぞれのメリットとデメリットがあり、無条件に小中大規模いずれが良いかを判定することはできない。ただ、本市の児童生徒数の予測からすれば、再編しない場合、本市には学校規模の選択肢がなくなってしまい、中規模のメリット（第 2 章参照）が得られなくなる可能性が高い。大胆な再編をして初めて、中規模校（各学年 3 クラス程度）と小規模校の選択肢を生み出すことができる。

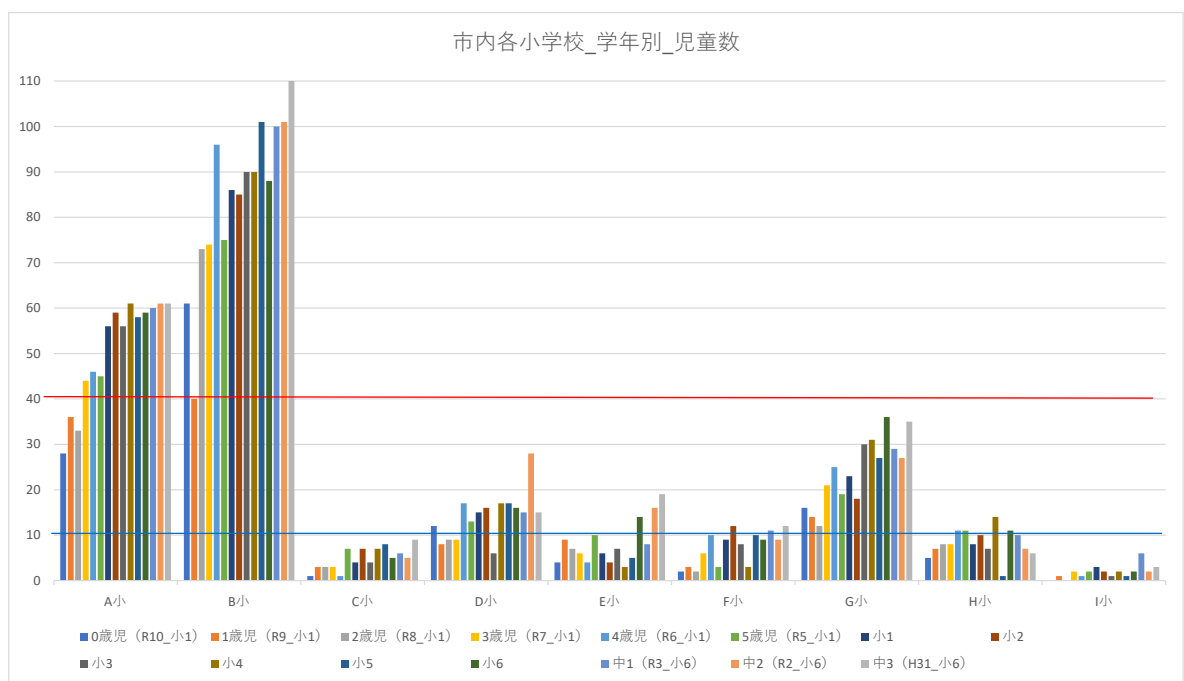


図 1：平成 31～令和 10 年度の市内全小学校児童数の推移

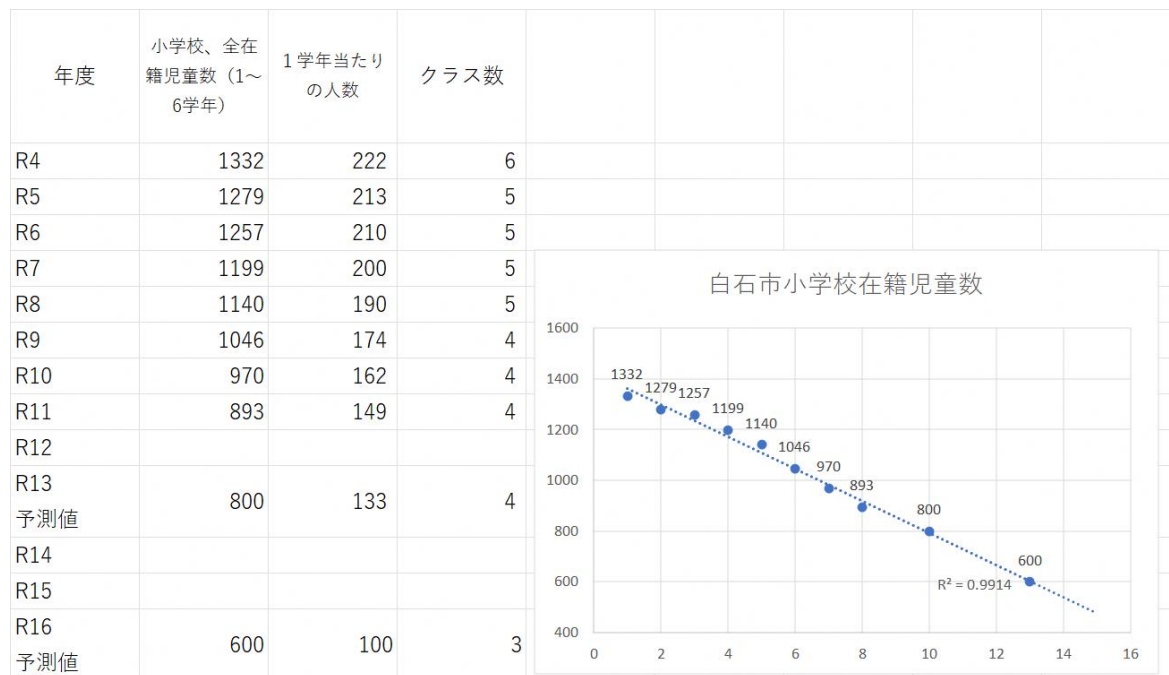


図 2：令和 16 年度までの全児童数の予測値（令和 5 年 4 月 14 日現在）

1. 2. 小中学校校舎の老朽化

市内小中学校の校舎の建築年数を調べたところ、表 1 の結果となった。

表 1：市内小中学校校舎の建築年月一覧

学校名	構造	施設面積 ㎡	建築年月	施設台帳 面積㎡	全棟 数	S57 以降 棟数	S56 以前 棟数
白石第一小学校	鉄筋コンクリート造	5155	昭和43年3月	2108	3	0	3
			昭和44年3月	1954			
			昭和45年3月	1093			
白石第二小学校	鉄骨鉄筋コンクリート造（1階）	6419	平成7年3月	2989	8	8	0
	鉄骨鉄筋コンクリート造（2階）		平成8年3月	2969			
越河小学校	鉄筋コンクリート造	1803	昭和49年3月	1803	1	0	1
大平小学校	鉄筋コンクリート造	2872	昭和63年3月	2640	4	4	0
			平成5年3月	232			
大鷹沢小学校	鉄筋コンクリート造	2432	昭和55年3月	2096	4	1	3
			平成2年1月	336			
白川小学校	鉄筋コンクリート造	1223	昭和47年3月	489	2	0	2
			昭和48年3月	695			
福岡小学校	鉄筋コンクリート造	2978	昭和50年7月	2954	1	0	1
深谷小学校	鉄筋コンクリート造	1196	昭和42年3月	1167	1	0	1
小原小学校	鉄筋コンクリート造	2094	平成4年3月	2094	2	0	1
白石中学校	鉄筋コンクリート造	6520	平成元年3月	3617	2	2	0
			平成2年3月	2903			
福岡中学校	鉄骨鉄筋コンクリート造	3325	昭和53年3月	3325	1	0	1
小原中学校	鉄筋コンクリート造	2025	平成5年3月	2025	1	1	0
東中学校	鉄骨鉄筋コンクリート造	5259	昭和62年7月	5259	2	2	0
白石南小中学校	鉄骨鉄筋コンクリート造	1893	平成20年8月	1875	1	1	0

鉄筋コンクリート造の学校施設の場合、法定耐用年数は 47 年（平成 10 年度改正後）とされる³。技術的には 100 年以上持たせる長寿命化も可能とされるが⁴、法定耐用年数を超過した施設の使用には、建築時の施設の強度の査定、メンテナンス、補修等が不可欠である。

白石南小中学校を除くと、比較的新しい小原中学校でも、平成 5（1993）年 3 月建築であり、2023 年 3 月で築 30 年となる。2023 年現在から 47 年を引くと 1976 年（昭和 51 年）となるので、これ以前の学校は、法定耐用年数を超えることになり、白石第一小学校、越河小学校、白川小学校、福岡小学校、深谷小学校の 5 校になる。また、大鷹沢小学校、福岡中学校の 2 校は、ここ数年で法定耐用年数を迎えることになる。

メンテナンスも高額で、本市で令和 3 年度に実施した或る中学校の補修には億単位の費用が発生している。児童生徒の安心安全を第一に、限られた予算の費用対効果を考えた場合、市内の 9 つ

³ 文部科学省・学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議「学校施設の老朽化対策について～学校施設における長寿命化の推進～」（平成 25 年 3 月）20 頁参照。

https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2013/03/18/1131926_01_1.pdf

⁴ 同上、20 頁。

の小学校と 4 つの中学校の校舎を今後 10 年補修し続けることは、賢明な判断とは言い難い。時代に合った中規模の新校舎を建設し、市の教育資本を集中投下することは、児童生徒の安心安全の確保ならびに本市学校教育の魅力化の有望な選択肢と考えられる。

1. 3. 不登校の現状

宮城県内の中学校の全生徒に対する不登校生徒の割合は、令和 3 年度で 6.01% となり、全国平均 5.00% を上回り、全国で 2 番目の高さとなった⁵。その宮城県平均と比較しても、本市の不登校発生率は高い（表 2）。

表 2：全国・宮城県・本市の不登校児童生徒数とその割合

小学生	全国		宮城県		白石市	
	不登校児童数	出現率	不登校児童数	出現率	不登校児童数	出現率
H30	44,841人	0.70%	948人	0.81%	18人	1.16%
H31(R1)	53,350人	0.83%	1,185人	1.02%	18人	1.20%
R2	63,350人	1.00%	1,204人	1.05%	17人	1.19%
R3	81,498人	1.30%	1,649人	1.46%	17人	1.24%
中学生	全国		宮城県		白石市	
	不登校生徒数	出現率	不登校生徒数	出現率	不登校生徒数	出現率
H30	119,687人	3.65%	2,919人	4.87%	32人	3.88%
H31(R1)	127,922人	3.94%	3,002人	5.10%	39人	4.71%
R2	132,777人	4.09%	2,717人	4.61%	34人	4.16%
R3	163,442人	5.00%	3,569人	6.01%	50人	6.02%

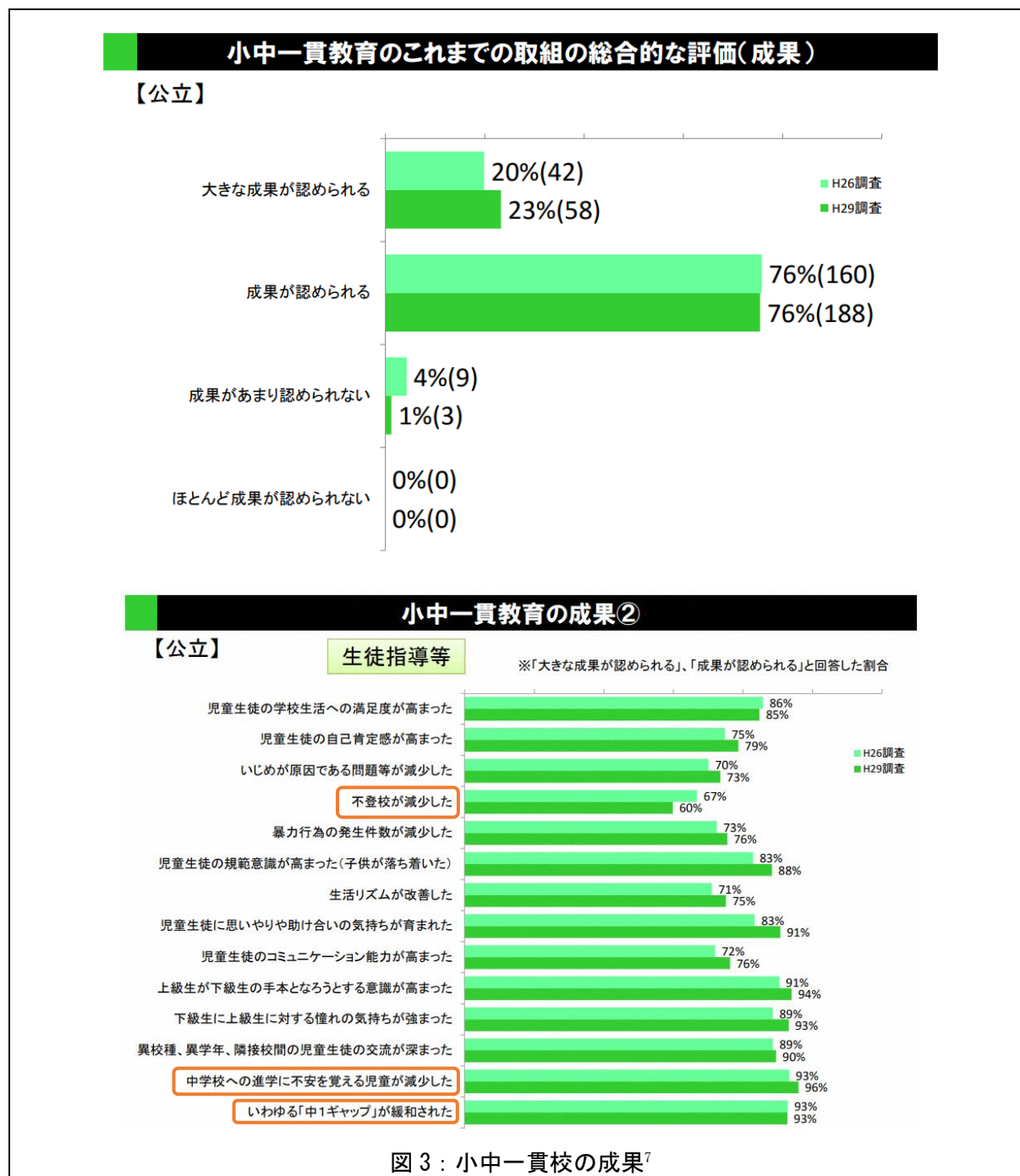
不登校児童生徒に対する教育保障のためには、登校刺激だけでなく、多様な取組が必要であり、本市では令和 5 年 4 月より、「学校らしくない学校」を掲げた不登校特例校（小中一貫校）を開校した。

不登校の要因ときっかけは多種多様かつ複雑であるが、しばしば、いわゆる「中 1 ギャップ」が指摘される。1,000 人当たりの不登校児童生徒数において、過去 20 年間、中学生は小学生のおよそ 4～8 倍であることから⁶、「中 1 ギャップ」という要因解釈には一理がある。その中 1 ギャップの一つに、学校規模の違いによるストレス、つまり小規模小学校で少人数グループしか体験してこなかった児童が、大規模中学校に進学し、大集団になじめないというギャップにより、不登校傾向になる事例が、本市の保護者による意見交換でもいくつか指摘された。こうした「中 1 ギャップ」の解消の観点からも、小中一貫義務教育学校には一定の成果があり（図 3 参照）、本市でも同様の効果を期待できる。

⁵ オンラインニュース khb5 (<https://www.khb-tv.co.jp/news/14753604>) 2022 年 10 月 7 日報道。

⁶ 文部科学省「令和 2 年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」（令和 3 年 10 月 13 日）

https://www.mext.go.jp/content/20201015-mext_jidou02-100002753_01.pdf



加えて、小中一貫義務教育学校では、小中の学年進行を学校独自に設定できるため、6・3制を5・4制にするなど柔軟に変更できる。また小中学校が同一施設の場合は、小学部と中学部との交流もいっそう促進される。これらにより、小中一貫義務教育学校では、「中1ギャップ」を多面的に解消することが期待できる。小中一貫義務教育学校の新設という答申は、こうした予測と期待も含んでいる。

⁷ 文部科学省「小中一貫教育の導入状況調査について」(平成29年3月)、31、33頁。
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/ikkan/__icsFiles/afieldfile/2017/09/08/1395183_01.pdf

1. 4. 小中一貫教育の2 類型

小中一貫教育の制度には、図 4 のように、大きく 2 つの形態がある⁸。なお図 4 では①～③の 3 類型が記されているが、市町村立学校の場合はほとんどが②であるため、①と②の 2 類型とした。

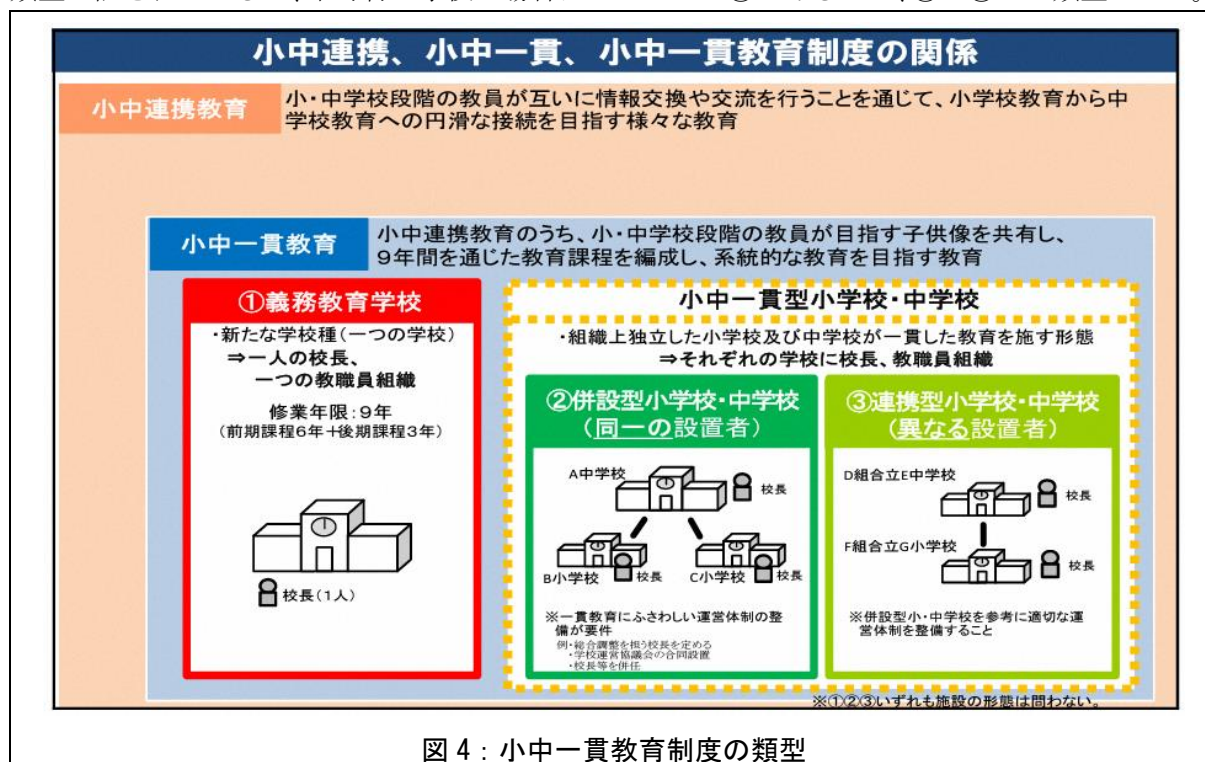


図 4：小中一貫教育制度の類型

義務教育学校①と、併設型小学校・中学校②との違いの一つは、前者が「一人の校長、一つの教職員組織」であり、後者は別組織である点にある。連動して、前者は義務教育 9 年間の学校教育目標を設定するのに対し、後者は小学校 6 年、中学校 3 年の学校教育目標を設定する。

もう一つの大きな違いは、②の併設型の場合は、9 年の課程が小学校 6 学年、中学校 3 学年に区分されるのに対し、①の義務教育学校では、「4-3-2」や「5-4」など柔軟な学年段階の区切りを設定することができる。

こうした組織の一体性と教育課程の系統性と柔軟な区切り設定が、小中一貫義務教育学校の魅力である。

⁸ 文部科学省「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引き」（平成 28 年 12 月 26 日）

chrome-

extension://efaidnbmnribpcajpcglclefindmkaj/https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/08/29/1369749_1.pdf

2. 中規模・小中一貫義務教育学校における教育活動のメリット・デメリット

2. 1. 学校規模の違いによるメリット・デメリット

学校規模によって、学力の高低があるとか、不登校の出現率に大小があるといった相関関係は認められない。

大規模学校・小規模学校それぞれにメリットとデメリット（表3参照）がある。

なお大規模校を、学校教育法施行規則第41条で定める「標準」規模を上回る1学年4学級以上と定義するならば、白石市の将来予測として、全市の同一学年を1校に集約しても「大規模」校を確保することはできないと強く推測される。

2. 2. 白石市の今後の学校の在り方を考えるうえで注視すべき点

大胆な再編に基づいた小中一貫義務教育学校等の中規模学校ができることにより、教育資源の集中化が図られ、施設・設備等より充実した教育環境の整備が可能となる。

集団の中において同級生あるいは異学年児童生徒の多様な考えに方に触れることで、新たな気づきや視野の拡張につながり、個性や資質の伸長を図りやすい。

児童生徒数と教員数がある程度多いため、グループ学習や習熟度別学習など多様な学習・指導形態をとりやすい。

小中一貫のカリキュラム編成によって、中学校教員の小学校への「乗り入れ授業」を実施することができ、より専門性の高い指導が可能となる。

中学部においては、部活動の選択肢が広がり個に応じた競技や活動を選択することができる。

教職員の人員配置の面でも充実することが見込まれ、学力向上や不登校への対応、特色のある教育活動などをよりよく展開することが期待される。

【例】名取市立関上小中学校（児童生徒数418、学級数19、令和4年度現在） 校長1、副校長1、教頭2、主幹教諭2、養護教諭2、事務職員2、教諭26、 常勤講師3、非常勤講師5（うちSC2）、その他の市職員12

2. 3. 「白石市の学校の未来を考える保護者会議」から

小規模校のよさを評価する一方で、実体験における課題を訴える意見が多くあった。例として、卒業アルバム・文集の作成経費負担の大きさ、クラス替えができないことによる人間関係の固定化などがあげられ、児童生徒だけではなく保護者にとっても切実な課題があるとの意見があった。

小規模校から大規模校へ進学または転学する際、円滑に適応できる児童生徒ばかりではない。将来、小中一貫義務教育学校へ移行するならば、急激な環境の変化は解消され、中1ギャップによる不登校への懸念が低下するものと考えられる。また、幅の広い異年齢交流により、リーダーシップや社会性、協調性といった非認知能力の育成もより促進されると期待できる。

2. 4. まとめ

前述のとおり、大規模学校・小規模学校それぞれにメリットとデメリットがあるが、本市の状況を鑑みた場合、最も教育効果が高まる形態は、答申本文に示した通りであると考えられる。

また、児童生徒や保護者の多様な考えに配慮することも重要な視点である。答申の提案は、保護者と共に児童生徒が自分の性格や適性、思い描く学校生活などを客観的かつ冷静に熟考した上で、自分に適した学習環境（学校規模）を自由に選択できる形態となっている。

表 3：学校規模によるメリット・デメリット（例）

（文部科学省が都道府県・市町村の計画等を参考に作成し、中央教育審議会の初等中等教育分科会の小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会〔第 8 回：H20.12.2〕で配布した資料）

	小規模化		大規模化	
	メリット	デメリット	メリット	デメリット
【学習面】	・児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	・集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 ・1 学年 1 学級の場合、ともに努力してよりよい集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。	・集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力をさらに伸ばしやすい。	・全教職員による各児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。
	・学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。	・運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。 ・中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。 ・児童・生徒数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りにくい。	・運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に活気が生じやすい。 ・中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しやすい。 ・児童・生徒数、教員数がある程度多いため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りやすい。	・学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくい。
		・部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。	・様々な種類の部活動等の設置が可能となり、選択の幅が広がりにやすい。	
【生活面】	・児童・生徒相互の人間関係が深まりやすい。 ・異学年間の縦の交流が生まれやすい。	・クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 ・集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。 ・切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。	・クラス替えがしやすいことなどから、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい。 ・切磋琢磨すること等を通じて、社会性や協調性、たくましさ等を育みやすい。	・学年内・異学年間の交流が不十分になりやすい。
	・児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	・組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。	・学校全体での組織的な指導体制を組みやすい。	・全教職員による各児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。
【学校運営面・財政面】	・全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 ・学校が一体となって活動しやすい。	・教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい。 ・学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。 ・一人に複数の校務分掌が集中しやすい。 ・教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。	・教員数がある程度多いため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた教職員配置を行いやすい。 ・学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いやすい。 ・校務分掌を組織的に行いやすい。 ・出張、研修等に参加しやすい。	・教職員相互の連絡調整が図りづらい。
	・施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。	・子ども一人あたりにかかる経費が大きくなりやすい。	・子ども一人あたりにかかる経費が小さくなりやすい。	・特別教室や体育館等の施設・設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある。
【その他】	・保護者や地域社会との連携が図りやすい。	・PTA 活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい。	・PTA 活動等において、役割分担により、保護者の負担を分散しやすい。	・保護者や地域社会との連携が難しくなりやすい。

3. 子ども・若者、保護者の意見

3. 1. 「白石市の学校の魅力化を考える」子ども・若者会議から

(1) 概要

令和4年9月3日(土) 10:00~15:00、市内在住の高校生及び20代の若者9名が、1時間の昼休みをはさみ約4時間半、白石市の将来の学校の在り方、魅力化について真剣に話し合った。

(2) 議論のポイント

会議の初め、9名の高校生・若者に白石市の少子化の現状と児童生徒数の推移についてデータを示しながら説明をした。話合いの内容として以下のとおり。

まず、将来の学校の在り方として、9名の全員が現状維持は難しく、統合(ある学校が別の学校へ統合される)よりも再編(複数の学校を新しい学校へ編制する)することが望ましいという意見だった。

次に、大規模校と小規模校のメリットとデメリットについての資料を示した。その上で、学校規模は、どの規模が適正かという議題で話し合った。学校規模については、大規模校と小規模校のそれぞれのメリットとデメリットをよく理解し、様々な意見が出された。最終的には、学校規模によって教育内容や効果、社会性等の育成で優劣があるわけではなく、デメリットを埋める工夫はどの規模の場合にもあるという意見にまとまった。また白石市の場合、将来的には中規模校しかできないことから、小規模校と中規模校の選択肢があることが望ましいという結論に至った。それに付随して、再編に当たっては、学区制はなくした方がいいという意見が大勢を占めた。

最後に、「白石市の魅力や将来」について高校生と若者の考えを発表した。「白石市は人との温かさを感じる」「英語を使った観光ガイドで活性化させる」「町づくりとタイアップした教育の展開」などが出され、今回の会議を通じて「白石市のすばらしさを実感した」「白石市の未来を考える機会となり、これからも考えていきたい」などの感想で会議は締めくくられた。

3. 2. 白石市の学校の未来を考える保護者会議から

(1) 概要

市内小中学校及び幼稚園・保育園等の各保護者代表(主にPTA会長などの役員)約20名が参加し、第1回は令和4年12月17日13:00~15:30、第2回は令和5年1月21日13:00~15:00の2回に分けて会議を開催した。第1回の話合いから第2回で更に話し合う内容が深められるようにするため、第1回と第2回で参加者が異なる場合は、それぞれの学校や園で代わりに参加する方に第1回で話し合ったことを引き継いで参加するようにした。

(2) 議論のポイント

第1回の会議では、9月の子ども・若者会議と同様に、白石市の少子化の現状や児童生徒数の推移、大規模校と小規模校のそれぞれのメリット・デメリットなど、資料を示しながら説明した。それを踏まえて、学校を再編するべきかについて自由に意見を述べてもらった。ほぼ全ての保護者が「大胆な再編が必要である」という意見だった。学校の再編の在り方について、望ましい学校規模と合わせて話し合った。大半の参加者は、新設の小中一貫義務教育諸学校1校、小中一貫不登校特例校1校、小中一貫小規模校1校、これらの3校に再編する案(以下「再編案01」)に賛同した。一方で、それぞれの地域にある小規模校をキャンパス化する案(以下「再

編案 02」) も出された。

第 2 回は、再編案 01 と再編案 02 に絞って話し合った。その中で、建設関係の仕事に勤めている保護者から、鉄筋コンクリートの建築物の耐用年数は 50 年で、それ以上になると耐用年数として責任を負えなくなり、ほとんどの学校が耐用年数を近い将来超過することになるという指摘があった。その後の話合いの結果、校舎や施設の安心安全を最優先して考える必要があり、また施設の維持費や学校運営に係る費用を踏まえると、小規模校キャンパスの再編案 02 は現実的ではないという意見にまとまった。一方、再編案 01 は、児童生徒の個人の希望で、中規模または小規模の学校を選択でき、「特色あるカリキュラム」で教育できるところに魅力があるという意見が多かった。

ただし、話合いの中で、再編案 01 に当たっては、次の大きく 4 つの点を考慮してほしいという要望があった。

- ①地元学（仮称）として各地域にまつわる伝承・歴史、伝統的な文化・芸能などを探究する学習を実施する。
- ②カリキュラムで児童生徒の個性を伸ばす教育を展開してほしい。
- ③児童館や児童クラブなど放課後支援の充実が不可欠である。
- ④スクールバスなど登下校の交通手段への配慮が必要で、送迎付きの民間クラブ・塾の利活用も選択肢として視野に入れる。

なお、学校規模についての話合いの中で、小規模校のきめ細やかな指導などを評価する一方で、卒業写真や卒業文集、修学旅行などの費用が頭割りで負担が大きくなること、クラス替えがないために人間関係が固定化すること、チームスポーツなど部活動の選択肢が少なくなることの課題も挙げられた。再編案 01 のように、児童生徒が適する規模の学校を選択できるようにすることも大切であるということも改めて確認をした。

4. これまでの本市教育の成果

これまでの白石市の教育の成果として、次のようなことが挙げられる。

4. 1. 英語特区

令和3年度より、文部科学省から「英語特区」の指定を受けた。他国の文化を学び、ふるさと白石について紹介できる力を育成し「シビックプライド（まちへの誇りと愛着）」を育むことと、英語を用いて実践的なコミュニケーション能力の向上と定着に取り組んでいる。

幼稚園は年間20時間、小学校1・2年生は年間12時間、中学1・2年生は年間17時間の「しろいしイングリッシュ（SE）」を新設し、コミュニケーション能力を高める学習を行っている。



4. 2. 小規模特認校制度（小原小中学校）

小原小中学校は、白石市教育委員会から指定を受け、平成20年から「小規模特認校制度」を取っている。保護者や本人の希望があれば、居住地を変更しないで県内どこからでも小原小中学校に転入学することができる。小規模校、小中一貫教育のメリットを生かした教育活動を行っている。

少人指導の中で個に応じたきめ細かな指導を受けたい、小中一貫的教育の中で豊かな情操を身に付けたい、豊かな自然環境の中で体験活動にたくさん取り組みたいという保護者や児童生徒の希望に応えている。



4. 3. ICTの活用

国が進めるGIGAスクール構想により、令和3年度から一人1台のタブレット端末が導入され、各小中学校で授業での活用を進めている。タブレット端末などのICTを効果的に活用することで、児童生徒一人一人のつまずきに対応した指導や、興味関心に基づいた学習課題に取り組む機会が生まれ、「個別最適な学び」の充実につながっている。



また、令和4年度からはAI型ドリルを導入した。人工知能（AI）が一人一人のつまずきを分析して問題を出題するため、それぞれに応じた知識や技能を習得することができる。

日経BPが実施した「公立学校情報化ランキング2021」において、白石市の小学校が東北全体で1位、中学校が同12位となった。一人1台端末やインターネット環境の整備率、教員のICT活用能力が高い評価を受けた。

4. 4. 地域とのつながりを重視した活動

白石中学校では、地域おこし協力隊と総合文化部の部員が協働して、中町・長町商店街のシャッターアート制作に取り組んだ。福岡中学校では、総合的な学習の時間の取組として、疫病退散の願いを込めて「アマビエこけし」の制作体験を行った。こけし職人を講師に迎えて制作したこけしは、市内の施設などに贈られた。

また、大鷹沢小学校では江戸時代に起こったあだ討ちを踊りで表現した「団七踊り」を、深谷小学校では、「深谷明神神楽」を地域に伝わる伝統芸能として小学生が引き継いでいる。さらに、毎年市内の小学校 6 年生がこけしの絵付け体験を行っており、弥治郎系のこけし工人が講師として招かれている。

市内の各小中学校では、このような地域と協働した体験活動を大切にした教育活動を通して、ふるさと白石への誇りと愛着の醸成を図っている。



4. 5. 「探究の対話 (p4c)」の実践

市内の各小中学校では、対話を通して互いの考えを深めていく「探究の対話 (p4c : philosophy for children)」という手法を積極的に取り入れている。例えば、道徳の時間に、授業のねらいとする価値項目から生まれた子どもたちの問いや考えを、対話を通して共有しながら、テーマについての理解を深める学習を行っている。

「探究の対話 (p4c)」を、道徳だけでなく、様々な教育活動の場面に取り入れており、「主体的・対話的で深い学び」の実現を図るとともに、自己肯定感やよりよい人間関係の構築にもつなげている。



4. 6. 自治体独自の IRT 学力状況調査の導入と学力向上の実績

白石市は、全国の自治体に先駆け、児童生徒の「伸び」を測定できる IRT 学力調査を導入した実績がある。合わせて学力向上にも取り組み、令和 4 年度には、それまで宮城県の平均を下回っていた学力を、県トップレベルまで向上させた。

4. 7. 小中一貫不登校特例校の創設

白石市は東北初の小中一貫不登校特例校を創設した。

以上のようなこれまでの教育活動の成果を効果的に取り入れるとともに、更に発展させて、これからの時代を担う児童生徒にふさわしい未来志向の新たな学校を作り上げていくことが重要である。